

一號議案

共濟會構成ノ件（修正可決）

説明者 岩 本

別冊議案書ニ依リ説明ス

（共濟事項中ホ、失業救済ハ大阪聯合會ト共同シテ實行スル旨ノ條件ヲ附ス）

二號議案

労働ブローカー撲滅ノ件（可決）

説明者 垣 内 金 之 助

別冊議案書ニ依リ説明ス

三、三質問アリタル后、緊急動議アリ該問題ハ重要ナルモノナルガ故ニ政府ニ對シ陳情スルコト、ナリ、陳情委員ニ大阪ヨリ

末中勘三郎、磯波軍一、兵庫、竹田三吉、東京及横濱ヨリ
高山久藏、皆川利吉、森英吉ノ六名ヲ任命スルコトニ決シ左記決
議文ヲ起草シ陳情書トシテハヨリ具体的ナルモノヲ作成スルコト
ニ決定ス。

決 議 文

近頃専ラ労働者保護法規ノ遺脱ニ吸々タル資本家階級ハ相結ビ失業
労働者ノ弱點ヲ利用シテ職業紹介、賃金支拂等ノ交渉又ハ契約ノ中
間ニ介在シ労働階級ノ既得權ヲ蠲斷スルモノアリ。斯ノ如キハ労働
立法ノ精神ニ背反スルノミナラズ國家産業發展上甚ダシキ惡結果ヲ
招來スルモノト認め、政府當局ニ對シ徹底的取締リヲ要求ス。

昭和八年十一月一日

日本労働組合總聯合

大阪硝子工組合大會